

VIII. 壺屋やちむん通り

VIII-1. 事業概要

(1) 事業概要

壺屋やちむん通りの事業概要は以下のとおりである。

表 事業概要

■事業名	壺屋やちむん通り
■事業分野	街路・遊歩道
■事業の種類	改修事業
■賞の受賞	2003 年土木学会デザイン賞
■特に参考となる効果	(1) 意識変化 ①施設・空間の印象評価 ②親しみ・愛着 ③誇り (2) 利用者行動に与える効果 ①利用形態・頻度等の変化 ②樹木の手入れ、歌壇等の設置 ③清掃等の維持管理活動 (3) 施設周辺の空間に与える効果 ①商業活動の変化 ②建物ファサード変化 ③軒先空間の変化 ④周辺施設の連帯性の向上
■事業対象・規模	対象：沖縄県那覇市壺屋地区 規模： L=380m
■事業主体	那覇市
■周辺の関連事業	壺屋地区都市景観形成地域
■景観検討の段階	構想・計画・設計
■PIの有無	有り
■事業期間・竣工	平成8年～平成11年
■事業概要	壺屋は、琉球王府時代に窯業振興のために形成され、今日に至るまで焼物の一大生産地として、歴史と伝統を受け継いでいる地域である。今日、国指定重要文化財の新垣家をはじめ、登窯（のぼりがま）が三基、他に赤瓦の屋根、石垣、拝所等、昔の佇まいが今に残っており、発展が望まれている。壺屋地区のメインストリートやちむん通りは、全長400メートルで両側に壺屋焼を売る店が並び、住民や観光客が買物や散策を楽しむところとなっている。平成8年、那覇市によってコミュニティ道路整備事業が予算化されるのに伴い、具体的な整備のあり方を住民主体で真剣に検討し取り組んできた。そして、住民の提案による石畳道は平成11年には、無事完成をみた。住民と行政が協力し合い、みんなでつくった道だという意識が高く、道づくりから街づくりへと広がっていった。美しい石畳道は住民の誇りであり、清掃、緑や花を増やす活動が活発になった。壺屋地区は「景観形成地区指定」を受け、やちむん通りは那覇市の都市景観賞に輝いた。 また、中心商店街と一緒に、「ピース・ラブ・マチグアー（まちを愛すること）&壺屋まつり」を毎年行っている。これらの活動が評価されて、平成11年には地域づくり表彰国土庁長官賞を、平成13年には、ふるさとづくり振興奨励賞を受けた。



▲地域のイベント



▲観光客でにぎわう様子



▲住民が提案した石畳道
ル



▲地域の景観資源であるガジュマ



▲清掃や緑を増やす人々の活動



▲重要文化財「新垣家」

(2) 事業対象地位置図

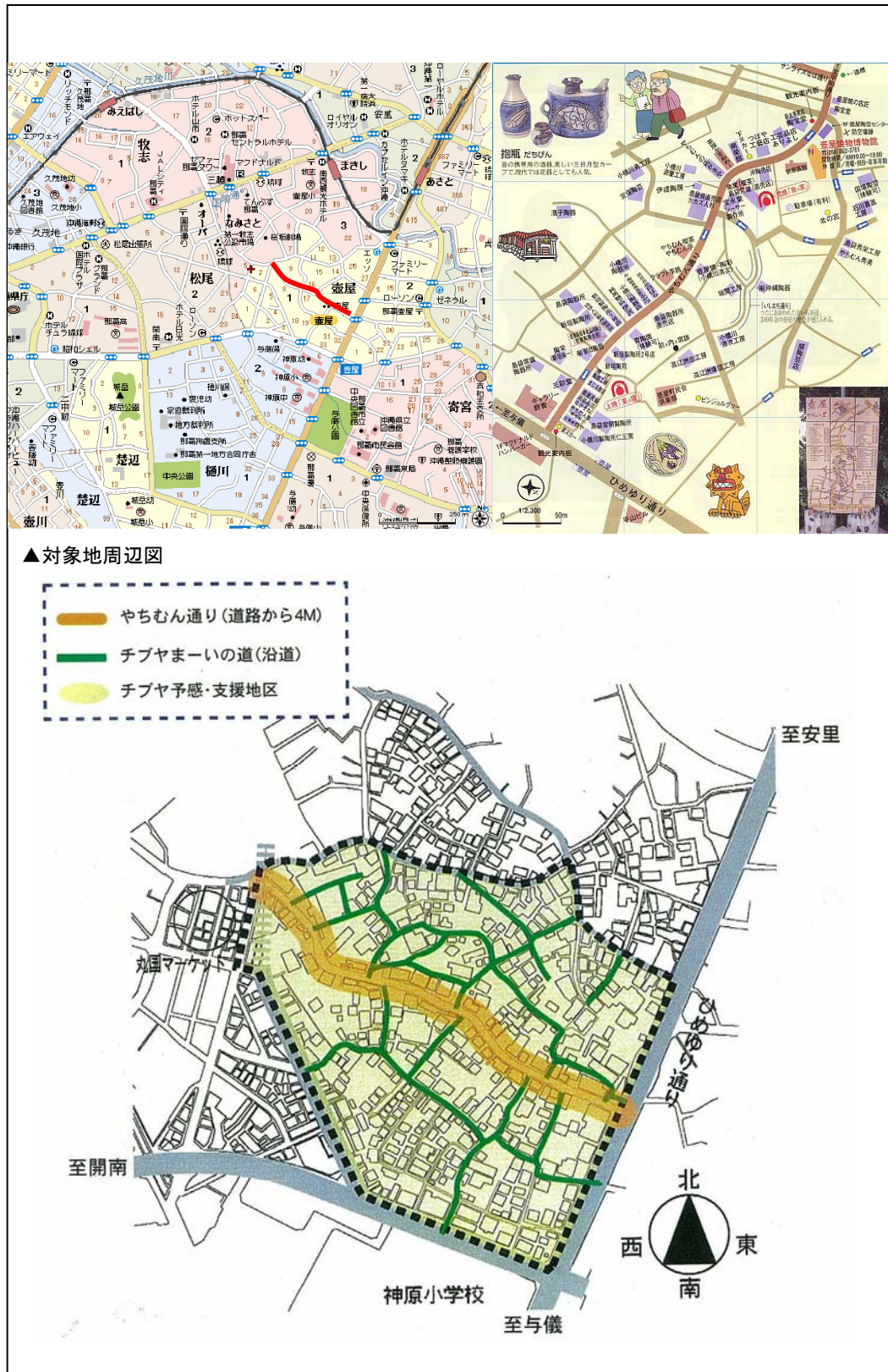


図 事例対象位置図

(3) 整備の経過

①壺屋地区の整備経過

やちむん通り沿線の壺屋地区は、沖縄市の中心部にありながら国指定の重要文化財や登り窯、赤瓦屋根の伝統的家屋、石垣、井戸など、昔ながらの風景を色濃く残す地区で、県内外から多くの観光客が訪れている。

そのため、沖縄市では壺屋地区を商業・観光の魅力を支える地区として、また、うるおいのある都市住居を創出する地区として、やちむん通りを中心としてその後背地を含めた約 ha の範囲を、都市景観形成地域に指定し（平成 14 年）、歴史的遺産及び環境の保全整備を推進している。

②やちむん通りの整備経過

やちむん通りは、平成 10 年以前、道路幅員平均 6.5m のままの車両相互交通で歩道もなく、国際通りから国道 330 号線へ通じる抜け道として利用されていた。そのため、交通量が多く、安全性が十分確保されていなかった。平成 8 年に地元住民を中心として組織された「壺屋の通りを考える会」と沖縄市の協働により、やちむん通りの整備計画作成及び施設設計を行い、道づくりを進め、平成 11 年 3 月に整備を完了した。

整備計画は、「壺屋の通りを考える会」で、やちむん通りの具体的な整備のあり方を検討し、最終的には道づくりについて、住民から行政へ提案を行った。

平成 9 年に、正式に事業がスタートし、住民案をもとに基本設計が進められた。平成 10 年、実施設計終了後の県警との協議では、計画・設計していた一方通行の向きと逆の向きとなる結果となった。平成 11 年より第 1 期工事が開始され、同年末に一部照明等を残して道路本体はほぼ完成した。

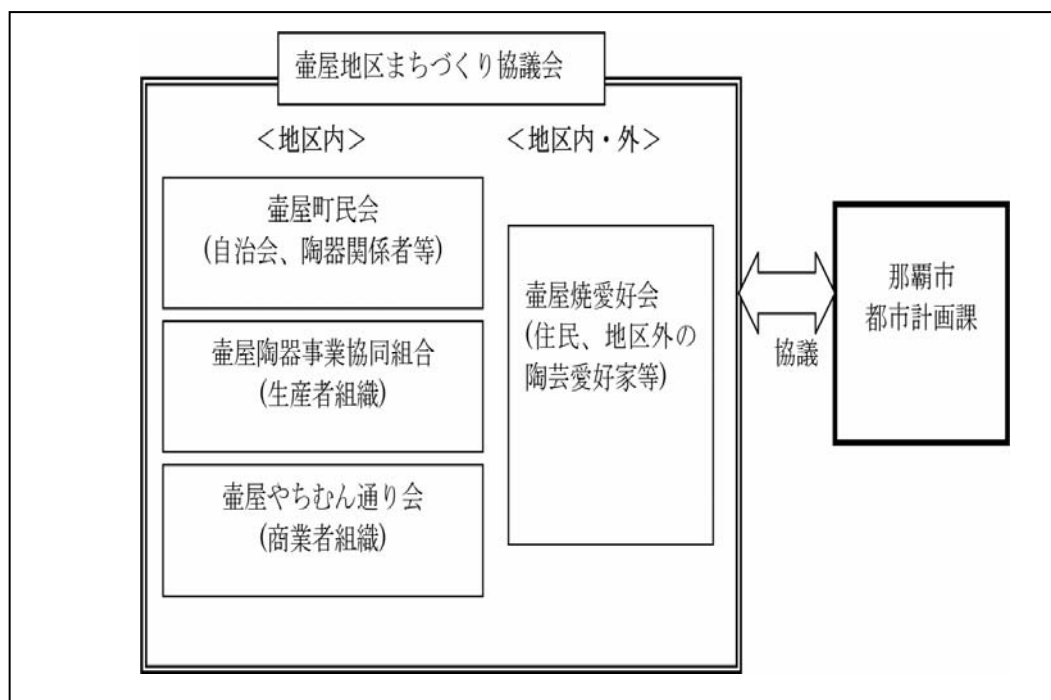


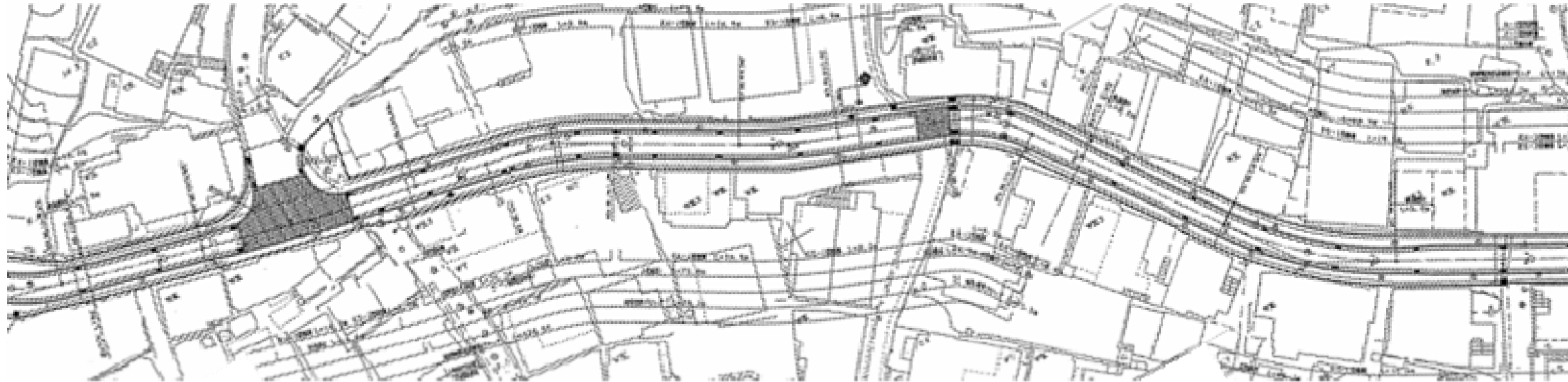
図 検討体制図

市道・壺屋牧志線（やちむん通り）の道路整備の経緯等（抜粋資料）

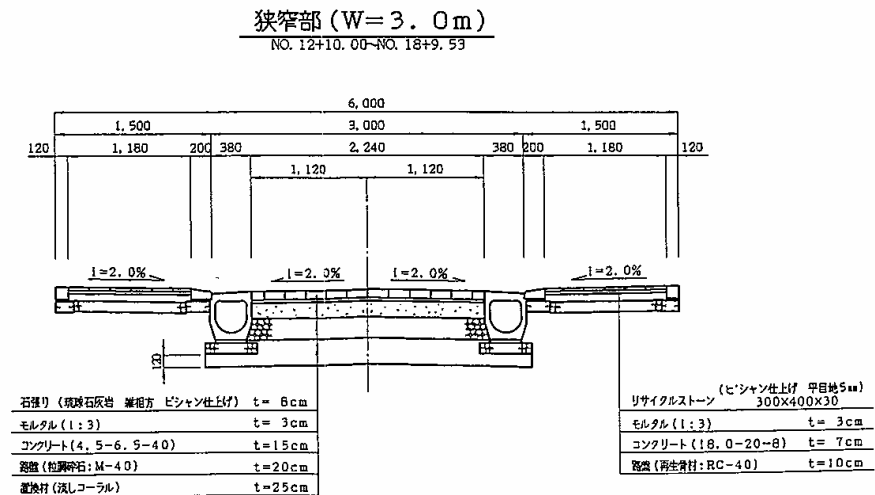
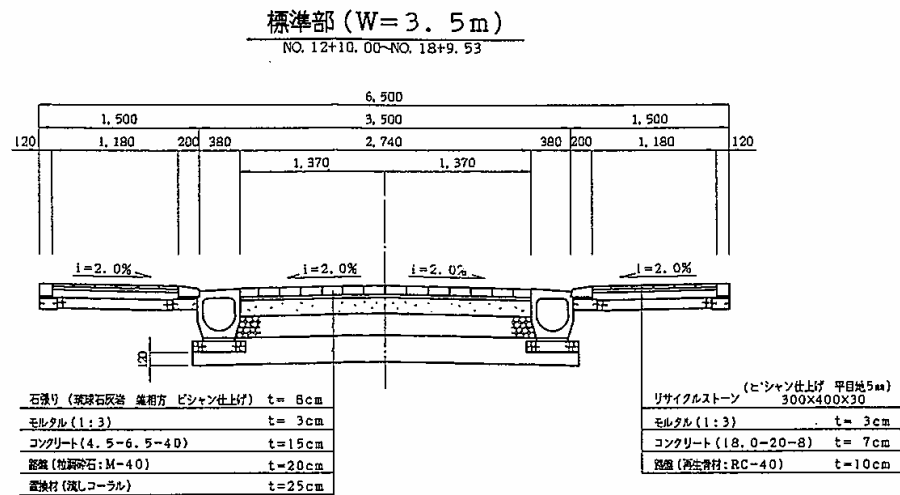
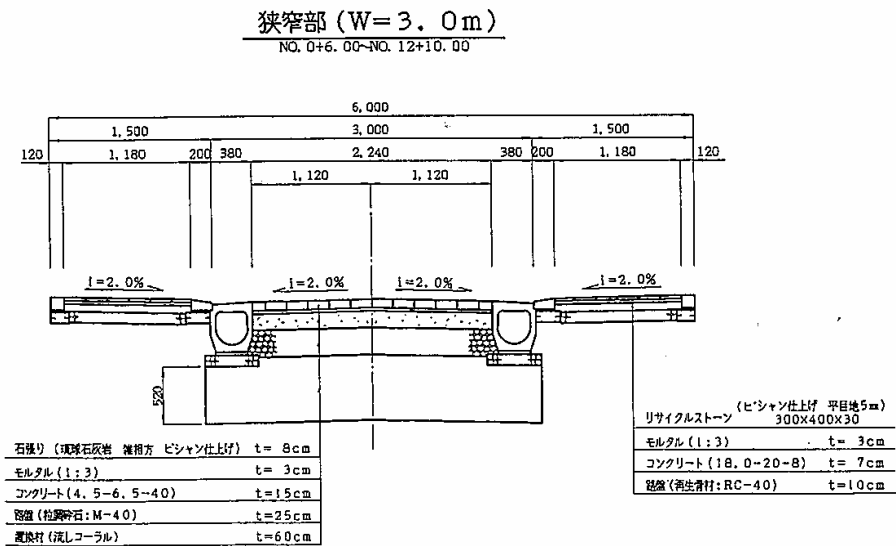
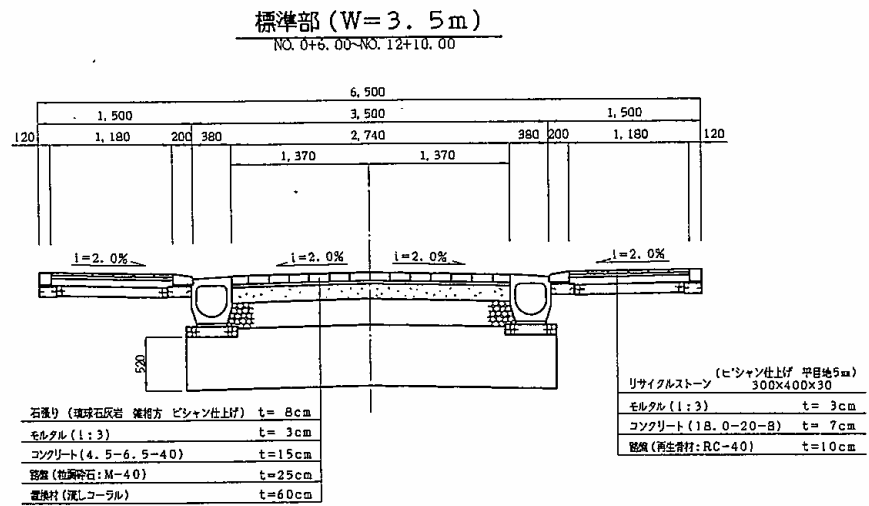
- 壺屋焼物博物館構想が持ち上がり、それと合わせて道路整備計画がなされた。
- 昭和63年3月 「壺屋地区都市景観形成計画策定のための調査報告書」
(那覇市都市計画部) 交通量調査
 - 平成8年3月 「壺屋やちむん通り活性化ビジョン策定事業報告書」
(那覇商工会議所、壺屋やちむん通り会) 交通量調査
平和通り⇒ひめゆり通り向け一歩通行の採用を検討する。
 - 平成8年9月 「来店者アンケート調査」
(壺屋やちむん通り会)
来店者がどのような交通手段で、どの方向から(ひめゆり or 平和通り)きているかを調査。一歩通行にする方向を検討する際の基礎データとするため。
 - 平成8年11月12日 壺屋やちむん通り会が那覇市に「壺屋やちむん通り整備に対する要望書」提出
ひめゆり通りより平和通り方向への一方通行とする内容。
 - 平成9年11月10日 那覇市が那覇警察署に「那覇市道壺屋・牧志線（通称やちむん通り）道路について」依頼
一方通行の歩車共存道路（歩道のないコミュニティ道路）として実施し、平成9年度から着工する。
 - 平成9年11月17日 那覇市が沖縄県公安委員会に「那覇市道壺屋牧志線の改良に伴う道路協議について」提出
 - 平成9年11月21日 壺屋の通りを考える会が那覇警察署に「壺屋やちむん通り一方通行化に対する要望書」提出
一方通行について、その方向を国道330号線(ひめゆり通り)から平和通り方面にする内容
 - 平成9年12月3日 壺屋の通りを考える会が沖縄県公安委員会に「壺屋やちむん通りの一方通行化に対する要望書」提出
同上的内容
 - 平成9年12月3日 沖縄県公安委員会が那覇市に「道路の改良に伴う公安委員会の意見について」回答
平成9年11月17日付「那覇市道壺屋牧志線の改良に伴う道路協議について」異存はない。
一方通行規制の方向は、国道330号線（ひめゆり通り）向けが望ましい。
- 理由：①交通量調査結果に基づく交通流の状況
平和通りからひめゆり通り向け－60%、ひめゆり通りから平和通り向け－40%
②ひめゆり通りから平和通り向けとした場合、周辺の交通状況の悪化を招く恐れ有り
- 平成9年12月12日 那覇市と壺屋の通りを考える会が「壺屋やちむん通り歩車共存道路整備に関する一方通行の向きに関する覚え書き」を取り交わす。
 - 平成9年12月24日 那覇市が沖縄県公安委員会に「那覇市道壺屋線(やちむん通り)の一方通行における方向について」要請
 - 平成10年1月20日 壺屋の通りを考える会が沖縄県公安委員会に「壺屋やちむん通りの一方通行化に対する要望書」提出
 - 平成10年1月10日 壺屋の通りを考える会が那覇商工会議所に「壺屋やちむん通りの一方通行化に対する要望書」を提出

図 やちむん通りの道路整備の経緯等

(4) 設計図書



▲平面詳細図



▲標準部断面図

Ⅷー 2. 計画・設計の意図及び期待される効果

(1) 計画・設計の意図

文献調査、設計者ヒアリング、事業者ヒアリングより、当該施設の整備の方針は、大きく3つに整理される。以下に、各方針に対する計画・設計の考え方と内容をまとめる。

1) 地域の素材を用いた「沖縄らしい美しさ」を出したコミュニティ道路整備

壺屋地区是那覇市において首里と並ぶ歴史的景観地区であり、地区の中心を貫くメインストリート・やちむん通りの整備にあたっては、周辺の伝統的景観との調和し、沖縄らしい景観の創出が求められた。また、平均6.5mという狭い幅員であり、観光客や地域住民等の歩行者が安心して歩ける道路整備が望まれた。

このような背景と条件に対し、「あたかも昔からそこにあったかのように」を基本思想において、沖縄らしい生活街路の整備が行われた。

工夫された考え方として、以下のものがあげられる。

1. 琉球石灰岩を用いた石畳道

やちむん通りでは、周辺の歴史的景観と調和を取るために、年月を経て古びていくことにより美しくなっていく路面素材が求められ、こうした条件を満たす素材として、本島南部で採石される琉球石灰岩を採用した。

道路整備では、道路景観で最も重要な部分は車道であると位置づけ、車道は石の自然な風合いが活かされる意匠であること、素朴な風情が職人のまちである壺屋と調和することから、雑相方張りを採用した。また、表面の仕上げについては、荒い目のビシャン仕上げとした。これは、歩行者や車両のすべり止めとして有効であるだけでなく、景観上も自然な風合いを出すことができ、「石畳の道」を強くアピールすることを意図して整備した。

歩道は、「石畳の道」の印象と経済性への配慮から、リサイクルストーン（琉球石灰岩の端材を集成した再生石）とした。石の張り方は、交通弱者やハイヒール歩行等の利便性を考え、細かい目のビシャン仕上げとした。

歩車道境界ブロック、地先境界ブロック及び点字ブロックは、歩道との調和を図り、リサイクルストーンのビシャン仕上げとした。側溝も、上蓋部分に琉球石灰岩の石粉と顔料を混ぜた層を流し込み、表面をビシャン仕上げとして、歩車道と調和を図った。



▲車道、歩道、側溝、点字ブロック



▲琉球石灰岩を用いた舗装

2. 元々のゆるやかなS字型カーブを生かしたシンプルな意匠

やちむん通りは、元々ゆるやかで自然なS字型カーブを描いていることが特徴であったため、本来の自然な美しさが損なわれないように、道路線形は、元々の線形を生かしたシンプルな意匠とした。(クランク等の人為的なカーブを新たに設けなかった)



▲やちむん通りのS字カーブ



▲ゆるやかな道路線形

3. 歩行者や自転車利用者の安全を優先した道路整備

歩行者や自転車利用者の通行を優先した道路とするため、道路構造は歩車道境界や側溝を機能的に配置した歩車分離型共存道路とした。また、車道は一方通行として車道幅員は原則3m(自転車の交通の多い区間は3.5m)として、歩車道境界には必要最小限の段差(2cm程度)を設けた。



▲車いす利用者に配慮した歩道と車道の段差



▲車道は一方通行

4. 石畳やガジュマルと調和したストリートファニチャー

道路本体にお金をかけ、ストリートファニチャーにはなるべくお金をかけないというコンセプトのもと、照明やベンチ等が整備された。

照明は、既存の防犯用蛍光灯を整理統合し、歴史的景観と調和するような照明器具を新たに設置した。この際、狭小な歩道を考慮し、原則として電柱共架型とした。照明器具の色彩は、琉球石灰岩のベージュやガジュマルの緑と調和する、落ち着いたあずき色を使用した。

ベンチは、既存の緑がつくる木陰の下に整備された。



2) 伝統産業を活かしたまちづくりと一体となった整備

本地域では、昭和 62 年に住民参加によって「壺屋地区都市景観形成計画調査報告書」がまとめられ、その後の壺屋地域のまちづくりの基本となっている。このように、住民参加のまちづくりの意識が高い地域であり、現在もまちづくりと一体となった整備が行われている。

これらに関する整備内容としては、以下のものがあげられる。

1. 街並みと調和した看板づくり、店舗修景

道づくりと並行して沿道のまちづくりを進めため、壺屋にふさわしい看板づくりに取り組んだ。各店舗が、シーサーや壺など、自分の店らしい陶器を看板に取り付ける等、職人のマチ・壺屋にふさわしい景観になるように配慮した。



▲シーサーが取り付けられている看板

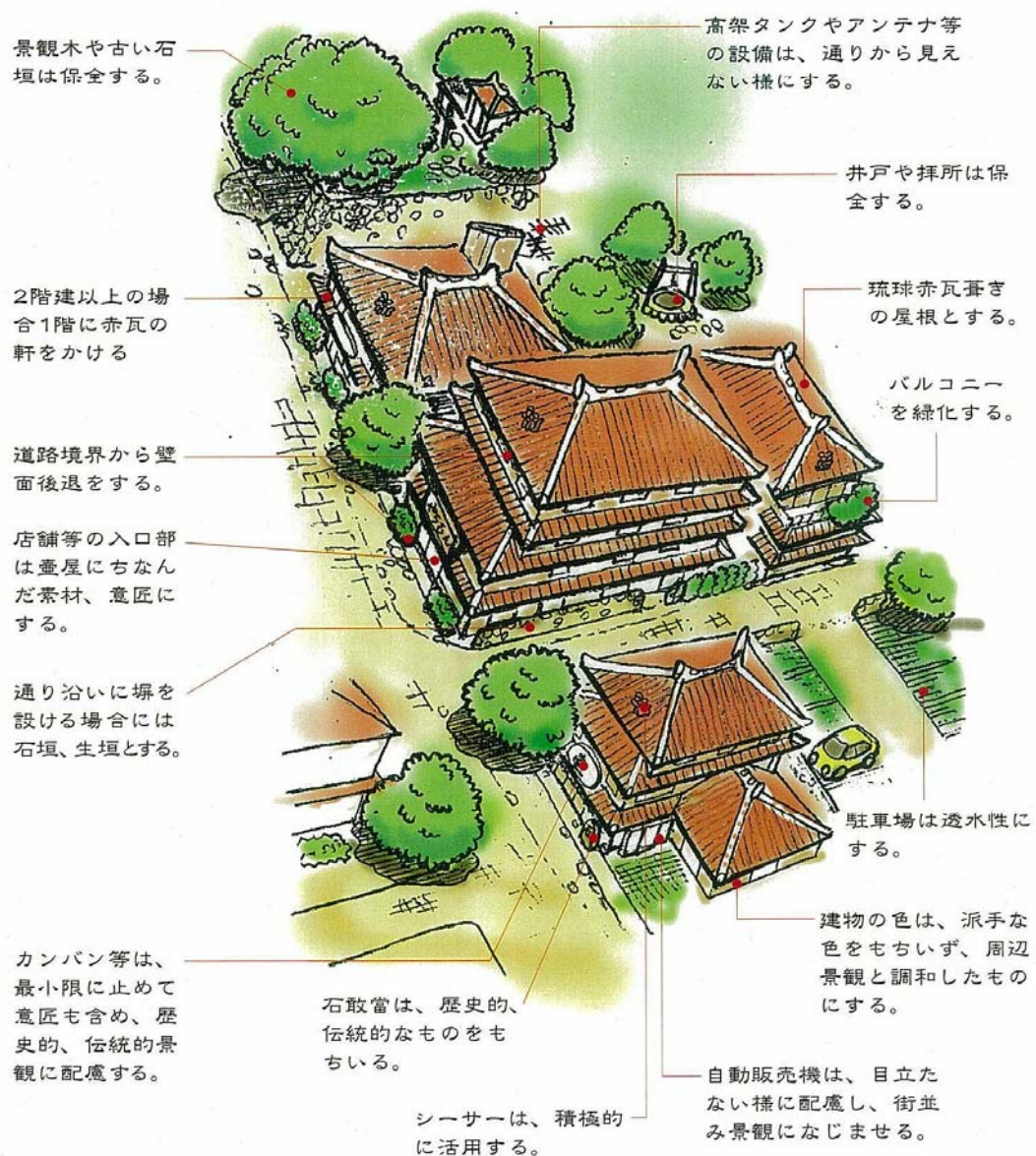


▲陶器が取り付けられている看板

2. 都市景観形成地域指定

本地域では昭和 62 年に住民参加によって「壺屋地区都市景観形成計画調査報告書」がまとめられ、平成 14 年にはまちづくりの基本精神となる「壺屋地区まちづくり憲章」が制定され、壺屋地域の約 8ha が「壺屋地区都市景観形成地域」の指定を受け、建築物等の新築、増築、修繕を行う場合、届出によりデザインの調整を行っている。

都市景観形成のイメージ



3. 壹屋地区景観形成基準

■私的空間（及び町有空間）について

項目	やちむん通り	やちむん通り後背地	
		チバヤまーいの道	チバヤ予感・支援地区
建築物	壁面の位置	○建物の壁面位置は道路境界から1m後退して設けることを原則とし、用途空間や緑化空間を確保する。 ○建物を3層以上とする場合は3層目以上の壁面位置を道路境界より2m以上後退させ、通りへの圧迫感を和らげる。	○建築物の屋根は可能な限り赤瓦屋根とし、壹屋の伝統的なまきみ景観に留意し、周辺と調和するものとする。
	屋根	○建築物の屋根は琉球赤瓦葺きを原則とし、壹屋の伝統的なまきみ景観を形成する。	
	軒	○建築物が2層以上の場合は1階部分に赤瓦の軒を出し、通りの連続性を生み出す。	
	外壁・窓枠・軒裏等	○外壁、窓枠、軒裏等は原色等の不調和な色彩を用いず、周辺景観と調和したものとする。 ○陶板や陶片、木板等を含めた伝統的素材の活用をできるだけ工夫し、壹屋らしき感じさせる。	(同左)
	入り口・開口部	○店舗等の入り口は壹屋の焼き物素材を活用するなど、通りの歴史的・伝統的景観に配慮した素材・意匠とする。 ○店舗等の通りに面する開口部に設置する扉及びシャッター等については、透視性があり、かつ歴史的・伝統的景観に調和したものとする。	○製陶所の入り口・開口部は壹屋の焼き物素材を活用するなど、通りの歴史的・伝統的景観に配慮した素材・意匠とする。
建築設備	室外機・ポンプ等	○空調室外機・ポンプ・ボイラー等の建築設備類は、できるだけ通りから見えないよう工夫し、まきみ景観と調和したものとする。	(同左)
	高架水槽・アンテナ等	○高架水槽及びアンテナ等を屋上及び屋根上に設置する場合には、できるだけ通りから見えないよう工夫する。	(同左)
工作物	シーサー	○壹屋地区を特徴づけるシーサーを積極的に活用するよう努める。	(同左)
	石敢當	○石敢當の素材、形状、色彩等は、歴史的・伝統的なものを原則とし、周辺景観に充分調和するものとする。	(同左)
	共同井戸（拝所）	○やちむん通りに点在する共同井戸は、保全するとともに修景し、緑陰のある空間として活用を図る。	○ウフガーは、保全するとともに修景し、緑陰のある空間として活用を図る。
	垣・柵・塀	○通り沿いに新たに塀を設ける場合は、石垣、生垣または壹屋の焼き物素材等を活用したものとし、高さは圧迫感がないよう30cm以下を原則とする。 ○既存の塀等は、必要に応じて修景・緑化を行う。	○通り沿いに新たに塀を設ける場合は、石垣、生垣または壹屋の焼き物素材等を活用したものとし、高さは圧迫感がないように配慮する。 ○既存の塀等は、必要に応じて修景・緑化を行うことが望ましい。
敷地の緑化	ゴミ箱	○通り沿いにゴミ箱を設置する場合は壹屋の焼き物を活かしたものとする	○
	敷地の緑化	○通り沿いの景観木は、これを保全する。新築、増改築等によりその場で保全できない場合は、移樹等の対策を講ずる。 ○建築物や工作物が後面後退し、生じる空地には、中高木、生垣、花木等による修景緑化を積極的に図る。	○敷地の緑化を推進し、地区のシンボルツリーとなる老木等は保全することが望ましい。
敷地の緑化	建物の緑化	○建物の通りに面する開口部やベランダには緑化修景を行い、うらおいのある通りを創出する。	○建物の通りに面するベランダやバルコニー等には緑化修景を行い、うらおいのある通りを創出する。
屋外広告物	屋外広告看板	○設置できる看板は各店舗最小限の数とし、素材・形態・色彩等は通りの歴史的・伝統的景観に配慮し工夫する。 ○景観資源や歴元、有料駐車場等、地区全体に関わる施設や資源については、共通のサイン意匠とする。 ○その他の基準については、那覇市デザインマニュアルに準ずるものとする。	(同左)
	自動販売機類	○自動販売機類は道路から広く目視されないよう、位置、形態、色彩等に充分に配慮し、まきみ景観に調和するものとする。	(同左)
駐車場・空地等	車庫・駐車場及び空地等	○車庫・駐車場及び空地等はむき出しにならないよう配置をし、修景に配慮する。また、透水性のある床面にすることが望ましい。	(同左)
造成等	木竹の伐採・土石類の採取	○木竹の伐採や土石類の採取によって、歴史的・伝統的景観の維持に基盤となる支障を及ぼさないよう留意する。	(同左)
	土地の形質の変更【擁壁】 【法面】	○宅地の造成、その他の土地の形質の形成については、適切な植栽を行うなど、行為後の景観が周辺地域の景観と著しく不調和とならないものとする。 ○やちむん通りから目視される箇所における擁壁の表面素材は、壹屋の素材を活用するなど、周囲の景観と調和するものとする。 ○法面が造成される場合、その造成勾配は可能な限りに緩やかにし、修景緑化を積極的に図ることとする。	○宅地の造成、その他の土地の形質の変更については、適切な植栽を行うなど、行為後の景観が周辺地域の景観と著しく不調和とならないものとする。 ○擁壁の表面素材は、壹屋の素材を活用するなど、周囲の景観と調和するものとする。 ○法面が造成される場合、その造成勾配は可能な限りに緩やかにし、修景緑化を積極的に図ることとする。

■公的空間について

項目	やちむん通り	チバヤまーいの道	チバヤ予感・支援地区
電柱	○電線類は将来的に地下埋設できるよう検討することとし、当面は周辺と調和する色彩を必要に応じて施す。	(同左)	
サイン・モニュメント	○公共のサインやモニュメントを設置する場合は、できるだけ壹屋らしき配慮した素材やデザインを協議する。 ○公共サインやモニュメントは必要以上には設置しない。	(同左)	
ゲート空間	○雨水や井戸水を利用したゲート空間等での緑化を工夫するとともに、壹屋らしさを醸し出すよう樹種や管理方法等を検討・協議する。	○やちむん通り後背地の主要な交差点や地区幹線道路との交差点では壹屋らしさを醸し出すよう樹種や管理方法等を検討・協議する。	
路面		○路面の素材や石畳舗装となる道の選定は、ヒアリングの確認や協議が必要であり、施工についても安全性などを含め、検討が必要である。 ○特に南ヌ（フェース）崖から東（アガリ）崖一帯については、傾斜の石垣や石畳の復元・修復を図り、壹屋らしさを醸し出すような素材・意匠とする。	
街路樹		○植栽樹種は、歴史的・伝統的風土を考慮するとともに、周辺樹林との調和が図られるものとする。	

3) 既存の歴史的資源の保全整備

やちむん通りには、ガジュマルや共同井戸等の歴史的資源が多く存在する。これらの資源を保全・活用することで、壺屋らしい景観整備を行っている。

1. ガジュマルの保全

壺屋においてガジュマルの大木は、御獄、井戸や窯場と密接に結びついていた特別な樹木である。これらを地域の重要な景観資源と位置づけ、沿道の樹木群とともに保全育成を行っている。



▲沿道にあるガジュマルの大木



▲ガジュマルの下を休憩スペースとして整備

2. 共同井戸の整備

共同井戸を保全するとともに修景し、緑陰のある空間として活用を図る。



▲整備された共同井戸

(2) 期待される効果

1) 設計意図と期待した効果のまとめ

文献調査と設計者ヒアリング、事業者ヒアリングによる計画・設計意図と期待される効果の対応は以下のようにまとめられる。

表 設計意図と期待した効果のまとめ

	意図	景観に配慮した内容	期待される効果
A. 地域の素材を用いた「沖縄らしい美しさ」を出したコミュニティ道路整備			
1	琉球石灰岩を用いた石畳道	○本島南部で採石される琉球石灰岩の採用 ○素朴な風情が職人のまちである壺屋を表現するため、雑相方張り・荒い目のビシャン仕上げとした ○年月を経るごとに地域になじんでいく素材の採用	●施設・空間の印象評価 ●意識変化（親しみ・愛着、誇り） ●利用形態・頻度等の変化 ●清掃等の維持管理活動
2	元々のゆるやかなS字型カーブを生かしたシンプルな意匠	○クランク等の人為的なカーブを新たに設けない、自然の線形を活かした意匠	
3	歩行者や自転車利用者の安全を優先した道路整備	○歩車道境界に必要最小限の段差を設けた歩車分離型共存道路	
4	石畳やガジュマルと調和したストリートファニチャー	○琉球石灰岩のベージュやガジュマルの緑と調和するデザイン ○既存の緑を活用した整備	
B. 伝統産業を活かしたまちづくりと一体となった整備			
1	街並みと調和した看板づくり、店舗修景	○ひとつの地区としての統一的な景観の形成 ○職人のマチ・壺屋を表現するデザイン	●建物ファサード変化 ●軒先空間の変化 ●周辺施設の連帯性の向上
2	都市景観形成地域指定	○建築物の屋根は琉球赤瓦葺きを原則とし、雨端空間や緑化空間を確保	
C. 既存の歴史的資源の保全整備			
1	ガジュマルの保全	○沿道の樹木群とともに保全育成を行う。	●樹木の手入れ、歌壇等の設置
2	共同井戸の整備	○共同井戸を保全するとともに修景し、緑陰のある空間として活用を図る。	

2) 期待される効果の発現段階における整理

上記期待する効果について、効果の発現段階の「意識変化」、「活動変化」、「空間変化」において以下のような効果が想定される。

表 発現段階ごとの効果の整理

期待する効果	意識変化	活動変化	空間変化
●地域の素材を用いた「沖縄らしい美しさ」を出したコミュニティ道路整備	○沖縄（壺屋）らしさを感じる ○歩きやすい ○地域の景観に対して愛着を持つようになった	○やちむん通りを歩く回数が増えた ○観光客が増えた ○地域活動に参加するようになった ○清掃等の維持管理活動を行うようになった	○道路と合わせた舗装
●伝統産業を活かしたまちづくりと一体となった整備	○伝統的な雰囲気を感じる		○壺屋らしさを意識した看板 ○琉球赤瓦葺きの建築物
●既存の歴史的資源の保全整備	○歴史的資源に対して誇りを持つようになった	○緑陰で休憩するようになった	○通沿いに面する敷地の緑化

これを踏まえ、各段階における効果の把握調査を実施した。